

公示第 2 7 1 号

平成24年 3月 1日

東 亜 道 路 健 康 保 険 組 合

理事長 安 崎 裕

組合規約の変更について

今般、別添のとおり組合規約を変更したので公示します。

規約変更書

東亜道路健康保険組合の規約の一部を次のとおり変更する。

(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第46条 一般保険料額及び調整保険料額の98分の50は事業主、98分の48は
被保険者において負担する。(小数点第1位を四捨五入)

附則

この規約は、平成24年3月1日より施行する。

新旧条文対照表

旧	新
(一般保険料及び調整保険料の負担割合) 第46条 一般保険料及び調整保険料の95分の49は事業主、95分の46は被保険者において負担する。(小数点第4位を四捨五入)	(一般保険料及び調整保険料の負担割合) 第46条 一般保険料及び調整保険料の98分の50は事業主、98分の48は被保険者において負担する。(小数点第4位を四捨五入)

東亜道路健康保険組合 保険料率(変更前・変更後)

1. 健康保険料率

			変更前	変更後
一般 保 険 料 率	負 担 割 合	事業主	48.397 / 1,000	49.337 / 1,000
		被保険者	45.433 / 1,000	47.363 / 1,000
		計	93.830 / 1,000	96.700 / 1,000
調 整 保 険 料 率	負 担 割 合	事業主	0.603 / 1,000	0.663 / 1,000
		被保険者	0.567 / 1,000	0.637 / 1,000
		計	1.170 / 1,000	1.300 / 1,000
合 計	負 担 割 合	事業主	49.000 / 1,000	50.000 / 1,000
		被保険者	46.000 / 1,000	48.000 / 1,000
		計	95.000 / 1,000	98.000 / 1,000
実施(予定)年月日			H 23 年 3 月 1 日	H 24 年 3 月 1 日

3. 介護保険料率

			変更前	変更後
介護保険料率	負担割合	事業主	5.950 / 1,000	7.140 / 1,000
		被保険者	5.950 / 1,000	7.140 / 1,000
		計	11.900 / 1,000	14.280 / 1,000
		実施(予定)年月日	H 23 年 3 月 1 日	H 24 年 3 月 1 日